

平成 26 年 10 月 14 日

職務発明制度見直しに関する意見書

特定非営利活動法人 産学連携学会

職務発明に係る特許を受ける権利の帰属先について、仮に権利を法人帰属とするという制度改正を行うとしても、大学については大学帰属を原則とするのではなく、契約や職務発明等の規程により権利を大学に帰属させることができるとする等の柔軟な制度設計を求めらる。

大学の場合、研究テーマの選択等は原則として研究者個人に委ねられ、研究活動における裁量も研究者個人に委ねられている。このことが自由な学術的思考を担保し、ひいては独創的かつ競争優位性のある研究成果の実現につながっている。このような実態を考慮すると、所属する組織の求めに応じて研究テーマが決定され、それに応じた研究環境が与えられる企業とは大きく異なる。このため、職務発明が初めから組織に帰属するという法的理論になじまない。

即ち、研究者が自由にテーマ設定して自由に研究活動がやれることは、研究者自身の利益ということだけではなく、本来の大学の文化的土壌から見て、アクティブな研究活動を維持する上で必要な環境であり、ひいては社会の利益に資するものである。知的財産は今の理工系の研究者の研究活動において切り離せないものになっており、これの取扱を自動的に機関に帰属させるような少なくとも従前よりも硬直的な取扱をしてしまうことは、研究活動そのものに、必ずしも良いとは言えない影響が発生することを懸念する。

そもそも、大学帰属を可能とするバイ・ドールの根底にあるのは、研究成果として創造された知的財産の社会還元促進であって、大学による実施そのものではない。

また、大学に所属する研究者は、より自らの研究活動に適した環境を求めて所属を異動することが多く見られる。このようにして所属する組織が変わっても、研究テーマ自体は継続されることが多く、一連の関係性の高い研究成果が異なる場所で生み出されることとなる。もし、職務発明に係る特許を受ける権利が所属する法人に帰属することを原則とす

ると、一連の研究成果による特許が複数の大学に分散して帰属することとなり、研究成果の社会還元をむしろ困難とする可能性が生じる。

以上から、個別の契約や職務発明規程を通じて、研究者を含む当事者間の事前の合意により適正な権利帰属が図られるよう制度上の配慮を求めるものである。